

令和6年度
第26回
定期総会
議案書

日時 令和6年6月8日(土)
場所 富山市大久保ふれあいセンター
多目的ホール

議題

1. 第1号議案 令和5年度事業報告について
2. 第2号議案 決算報告について
3. 会計監査報告
4. 第3号議案 令和6年度事業計画について
5. 第4号議案 収支予算について
6. 役員改選について
7. その他報告など

富山県身体障害者相談員連絡協議会

富山県身体障害者福祉協会

富山県視覚障害者協会

富山県聴覚障害者協会

第1号議案

令和5年度 事業報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

日程	事業内容	開催場所
令和5年 4月13日(木) ～14日(金)	福祉セミナー(福祉協会 主催) 研修会「脳力トレーニング・健康体操」 視察「松川乗船」	ゆーとりあ越中 (50名)
5月	県共同募金交付式(中止)	県総合福祉会館
5月25日(木)	令和5年度 理事会開催(午前) 定期総会開催(午後)	県総合福祉会館
7月12日(水) ～13日(木)	富山県障害者相談員活動強化研修会 (障害者社会参加推進センター 主催) 三障害(身体・知的・精神)の相談員 講演「介護保険制度」について 講演「最近の消費者トラブルとその対処法」 について	磯はなび (89名)
11月8日(水) ～9日(木)	日身連中部ブロック身体障害者相談員研修会 (日身連、(一社)岐阜県身体障害者福祉協会 岐阜県身体障害者相談員連絡協議会 主催)	岐阜県 大垣市フォーラムホテル (14名)
11月21日(火)	県東部地区相談員研修会 (福祉協会 相談員活動推進員 主催) 研修会「富山県障害者相談センター」について	県総合福祉会館 (25名)
11月29日(水)	県西部地区相談員研修会 (福祉協会 相談員活動推進員 主催) 研修会「富山県障害者相談センター」について	高岡市ふくおか総合 文化センター (30名)
令和6年 3月14日(木) ～15日(金)	富山県身体障害者相談員研修会 講演「安心して暮らせる地域づくり」 講演「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」	磯はなび (63名)
3月	会報33号発行	

令和5年度 収支決算報告
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入

(単位 円)

費目	予算額	決算額	増減	摘要
1 会費	358,000	346,000	△ 12,000	@2,000円×173名
2 事業収入	600,000	774,200	174,200	中部ブロック研修会 343,200 相談員研修会参加費など 431,000
3 助成金	50,000	50,000	0	共同募金補助金
4 預金利息	5	4	△1	普通預金利息
5 前年度繰越金	434,535	434,535	0	
合計	1,442,540	1,604,739	162,199	

支出

(単位 円)

費目	予算額	決算額	増減	摘要
1 総会費	80,000	87,230	7,230	点字資料代 32,300 参加者お茶・粗品代 24,022 理事会昼食代他 30,908
2 会議費	30,000	27,770	△ 2,230	会館使用料
3 事業費	800,000	1,116,114	316,114	中部ブロック研修会 369,276 相談員全体会員研修会 626,976 呉東、呉西地区研修会 119,862 (共同募金助成事業)
4 通信費	60,000	31,878	△ 28,122	事業案内・会報等郵送費
5 消耗品費	25,000	11,880	△ 13,120	領収証・封筒代
6 諸費	60,000	60,605	605	福祉協会事務手数料 50,000 日身連相談員連絡協議会会費 10,605
7 慶弔費	5,000	0	△ 5,000	
8 予備費	382,540	0	△ 382,540	
9 次年度繰越金		269,262	269,262	北陸銀行普通預金
合計	1,442,540	1,604,739	162,199	

第3号議案

令和6年度 事業計画 (案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

日程	事業内容	開催場所
令和6年4月4日 (木)～5日(金)	福祉セミナー(福祉協会 主催) 講演「認知症になったらどうなる」について 講演「高齢者消費者トラブルと対処法」について	ゆーとりあ越中
5月	県共同募金交付式(中止)	県総合福祉会館
6月8日(土)	令和6年度 理事会開催(午前) 定期総会開催(午後)	富山市大久保ふれあいセンター
7月11日(木) ～12日(金)	富山県障害者相談員活動強化研修会 (障害者社会参加推進センター 主催) 三障害(身体・知的・精神)の相談員	ゆーとりあ越中
11月11日(月) ～12日(火)	日身連中部ブロック身体障害者相談員研修会 (日身連、福井県身体障害者福祉協会 主催)	福井県
11月15日(金)	県東部地区相談員研修会 (福祉協会 相談員活動推進員 主催)	場所 未定
11月22日(金)	県西部地区相談員研修会 (福祉協会 相談員活動推進員 主催)	場所 未定
令和7年3月	富山県身体障害者相談員研修会 (県身体障害者相談員連絡協議会 主催)	場所 未定
3月	会報34号発行	

令和6年度 収支予算(案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入

(単位 円)

費目	令和 5年度予算額	令和 6年度予算額	増減	摘要
1 会費	358,000	346,000	△ 12,000	@2,000×173名
2 事業収入	600,000	800,000	200,000	研修会参加費など
3 助成金	50,000	70,000	20,000	共同募金交付金
4 預金利息	5	5	0	
5 繰越金	434,535	269,262	△ 165,273	前年度繰越金
合計	1,442,540	1,485,267	42,727	

支出

(単位 円)

費目	令和 5年度予算額	令和 6年度予算額	増減	摘要
1 総会費	80,000	80,000	0	資料その他
2 会議費	30,000	30,000	0	会場費
3 事業費	800,000	1,000,000	200,000	(研修会費用) 中部ブロック研修会参加補助 県東部西部地区研修会 全体研修会など
4 通信費	60,000	60,000	0	事業案内他郵送など
5 消耗品費	25,000	25,000	0	コピー代など
6 諸費	60,000	60,000	0	事務局運営費(50,000) 全国身体障害者相談員連絡協議会 負担金(10,000)
7 慶弔費	5,000	5,000	0	
8 予備費	382,540	225,267	△ 157,273	
合計	1,442,540	1,485,267	42,727	

富山県身体障害者相談員連絡協議会会則

第1条 [目的]

この会は、相談員相互の連携調整を図り関係機関と連携し、援護思想の啓発普及に努めるとともに専門的知識の研修を行い、相談員活動の充実強化を図るとともに身体障害者福祉向上に資することを目的とする。

第2条 [名称・事務所]

この会は、富山県身体障害者相談員連絡協議会と称する。

- 2 この会の事務所は、富山市安住町5-21一般社団法人富山県身体障害者福祉協会事務局内に置く。

第3条 [組織]

この会は、富山県内の全ての身体障害者相談員を会員として組織する。

第4条 [事業]

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 相談員相互の連絡調整及び啓発活動の強化。
- (2) 研修会の開催により、専門的知識の向上と相談員活動の充実強化。
- (3) 身体障害者団体の福祉活動協力の推進強化。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業の強化。

第5条 [役員]

この会の役員は、次の方法で選任し総会において同意を得るものとする。

- (1) 理事は、県内各市町村に1名以上宛を選出し、合計28名以内にて理事会を構成する。
- (2) 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選により選出する。
- (3) 監事は、2名とし理事会において会員の中から選出する。ただし、外部監事を1名置くことができる。
- (4) この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

第6条 [役員の職務]

この会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会の庶務・経理を担当し常に会務を補佐する。
- (4) 理事は、理事会を組織しこの会の業務を執行する。

(5) 監事は、この会の業務執行状況及び会計事務を監査する。

第7条 [役員任期]

この会の、役員任期は2ケ年として再任を妨げない。

- 2 役員は、任期中途において欠員の出た場合は速やかに補欠の役員を選出し、その任期は前任役員が残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第8条 [会議]

この会の、会議は総会・理事会・執行部会とする。

- 2 総会は、会長が招集しその議長には会長が当たる。
総会は、毎年一回、会計年度終了後90日以内に開催するものとする。
総会は、事業の報告及び会計の収支報告または事業の計画及び会計の収支予算を、また、会則の改廃に関する件、その他会長が付議した事項の審議を行う。
- 3 理事会は、会長が招集しその議長にあたる。
理事会は、この会の業務執行に関する件、総会に付議すべき件、その他業務執行上必要な事項の審議を行う。
会議の議事は出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。
- 4 執行部会は、前期会議の他に会務執行に必要な事項について随時開催し審議する。

第9条 [会計]

この会の、会計は、会員会費・補助金・寄付金・その他の収入を以ってあてる。

- 2 この会の、会計は、理事会の議決を得て事務局長が管理し、事務局長はこの会の庶務・会計を処理する。
- 3 この会の、会員会費等については別に定める。
- 4 この会の、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条 [付則]

この会の創立当初の役員は、前項第7条の規定に関わらず平成12年3月31日までとする。

- 2 この会則は、平成11年12月21日より施行する。
- 3 この会則の、一部を改正し平成21年6月6日より施行する。
- 4 この会則の、一部を改正し平成30年6月26日より施行する。
- 5 この会則の、一部を改正し令和3年6月1日より施行する。